

令和2年5月26日
経済商工観光部

緊急事態宣言相談ダイヤルの廃止について

1 廃止する理由

県では、緊急事態宣言の発令に伴い令和2年4月18日に緊急事態宣言相談ダイヤル（以下、「相談ダイヤル」という。）を設置し、これまで外出自粛・休業等の要請や協力金など様々な相談に対応してきた。

ピーク時には1日で1,000件を超える相談が寄せられ、休業要請期間後の5月7日以降も一定の相談があったためこれまで継続して設置してきたが、現在は1日で60件程度まで減少し、また緊急事態宣言が全国的に解除されたことから、令和2年5月29日をもって相談ダイヤルを廃止するもの。

2 今後の対応

相談内容ごとに担当課室の連絡先をホームページに掲載し、対応する予定。

3 参考（相談ダイヤルの概要）

名称	宮城県緊急事態宣言相談ダイヤル（4月18日開設）	
電話番号	022-211-3332	
会場	1802会議室	
体制等	5月26日現在10回線（当初15回線，最大30回線）	
開設日時・時間等	4月18日（土）～26日（日）	9～18時（土日含む）
	4月27日（月）以降	9～18時（平日のみ）
	5月6日（水・祝）	休日開設 9～18時

◆相談件数の推移

